

第八条 指定管理者は、施設等の使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて県民センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第九条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第三条の事業の実施に関する業務
- 二 第四条に規定する県民センターの施設等の使用の承認に関する業務
- 三 県民センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

四 県民センターの施設等の維持管理に関する業務

五 県民センターの利用の促進に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

第十条 第七条第一項の規定により県民センターの管理を指定管理者に行わせる場合

- 1 あつては、施設等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、第五条第一項又は第二項の使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。
- 4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(施設等の使用の承認)

第四条 県民センターの施設及び設備器具等（以下「施設等」という。）を使用しよ

うとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

「

使用料
(一日につき)

使用料
(四時間以内の場合)

別表中「第四条関係」を「第五条関係」に、

九五〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、八〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

九五	九五	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、八〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円
----	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

○円	四、九〇〇円
○円	二、一〇〇円
○円	一、一〇〇円
○円	六四〇円
○円	六四〇円
○円	六〇〇円
○円	六〇〇円
○円	六〇〇円

に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

六〇〇円

六四〇円

六〇〇円

六四〇円

六四〇円

六四〇円

六四〇円

六四〇円

六四〇円

- 3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 公園の管理に関する事業計画書
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。
- 一 住民の平等な利用が確保されること。
 - 二 公園の効用を最大限に發揮するとともに、公園の効率的な管理運営が行われること。
 - 三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が当該公園の設置の目的を達成するために必要と認める基準
- 第十八条 指定管理者は、施設の使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて公園の管理を行わなければならない。
- (指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)
- 第十九条 指定管理者に行わせることができるとおりとす

第七条 奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「許可」の下に「又は承認」を加える。

第十七条の見出しを「（指定管理者の指定等）」に改め、同条中「施設」を削り、「公共的団体に委託する」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。

る。

一 第八条に規定する公園施設のうち、指定管理者に当該管理を行わせるものの使

用の承認に関する業務

二 公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業

務

三 第九条第一項又は第二項の規定による第一号の承認に係る監督処分に関する業

務

四 第十条の規定による届出の受理に関する業務

五 第五条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務

六 公園の施設、附属設備及び物品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

七 施設等の供用に関する業務

八 公園の利用の促進に関する業務

九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

（利用料金）

第二十条 第十七条第一項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第八条の承認を受けた者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

2 利用料金の額は、別表第四に掲げる使用料の額を超えない範囲内において、あら

かじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第四中「第十一條関係」を「第十一條、第二十条関係」に改める。

（奈良県第二淨化セントースポーツ広場条例の一部改正）

第八条 奈良県第二淨化セントースポーツ広場条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（指定管理者の指定等）」に改め、同条中「公共的団体に委託する」を「地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第一百八十八条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主としてスポーツ広場の管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事、出納長並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百二十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 スポーツ広場の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであ

ること。

三 事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前二号に掲げるもののほか、知事がスポーツ広場の設置目的を達成するために必要と認める基準

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第七条 指定管理者は、開場期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてスポーツ広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第八条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 第二条に規定する施設の使用の承認に関する業務

二 第二条の規定による施設の使用の承認の取消し等に関する業務

三 スポーツ広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

四 スポーツ広場の施設、設備等の維持管理に関する業務

五 スポーツ広場の利用の促進に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

第九条 第六条第一項の規定によりスポーツ広場の管理を指定管理者に行わせる場合

にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第一条、第五条関係」を「第二条、第五条、第九条関係」に改める。

(橿原公苑使用条例の一部改正)

第九条 橿原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「（指定管理者の指定等）」に改め、同条中「公共的団体に委託する」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第百八十一条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として橿原公苑の管理を行う指定管理者になることができない。

ただし、知事、副知事、出納長並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第百二十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、委員会が別に定める期日まで

に、教育委員会規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

一 当該指定を受けようとする橿原公苑の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

- 4 委員会は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。
- 一 住民の平等な利用が確保されること。
 - 二 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。
 - 三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、委員会が権原公苑の設置目的を達成するために必要と認める基準
- (指定管理者が行う管理の基準)
- 第十二条 指定管理者は、休業日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つて権原公苑の管理を行わなければならない。
- (指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)
- 第十三条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- 一 第一条に規定する使用の承認に関する業務
 - 二 第二条に規定する使用を承認しないことに関する業務
 - 三 第六条に規定する指示をする業務
 - 四 第七条第一項に規定する許可、同条第二項の規定による撤去及び同条第三項の規定による返納に関する業務
 - 五 第九条の規定による使用の承認の取消し等に関する業務
 - 六 権原公苑の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
 - 七 権原公苑の施設及び設備の維持管理に関する業務

八 権原公苑の利用の促進に関する業務

- 九 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務
- 2 委員会は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

- 第十四条 第十一条第一項の規定により権原公苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設及び設備の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

- 2 利用料金の額は、別表による使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
 - 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。
 - 4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金を減免することができる。
 - 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 別表中「第三条関係」を「第三条、第十四条関係」に改める。
- (奈良県営プール条例の一部改正)

第十条 奈良県営プール条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（指定管理者の指定等）」に改め、同条中「公共的団体に委託する」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第一百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として県営プールの管理を行う指定管理者になることができな

い。ただし、知事、副知事、出納長並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百三十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める期日までに、教育委員会規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 県営プールの管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

4 教育委員会は、前項の規定による提出があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が県営プールの設置目的を達成するため必要と認める基準

第五条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第六条 指定管理者は、開設期間及び開設時間に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従って県営プールの管理を行わなければならない。

（指定管理者に行わせることができる業務の範囲等）

第七条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 第一条各号に規定する事業の実施に関する業務

二 第三条第四項に規定する県営プールの使用の許可に関する業務

三 県営プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業務

四 県営プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

五 県営プールの利用の促進に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 教育委員会は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

（利用料金）

第八条 第五条第一項の規定により県営プールの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、施設及び設備の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

2 利用料金の額は、別表に定めるところによる使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第三条関係」を「第三条、第八条関係」に改める。

（奈良県文化会館条例の一部改正）

第十一条 奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

（奈良県中小企業会館条例の一部改正）

第十二条 奈良県中小企業会館条例（昭和五十三年十月奈良県条例第十二号）の一部を

次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

(奈良県流域下水道条例の一部改正)

第十三条 奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十一月奈良県条例第十五号）の一部を

次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

(奈良県情報公開条例の一部改正)

第十四条 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次の

ように改正する。

目次中「・第三十二条」を「〔第三十二条の二〕」に改める。

第四章中第三十二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の保有する情報の公開)

第三十二条の二 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条

の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者の保有する当該管理に関する情報の収集に関し必要な措置を講ずるものとす
る。

2 前項の情報の収集に関しては、地方自治法第一百四十四条の二第二項の規定による指定に係る協定において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(国際奈良学セミナーハウス条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この条例による改正前の国際奈良学セミナーハウス条例（以下この条において

「改正前の条例」という。）第六条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の国際奈良学セミナーハウス条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第六条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

- 2 改正後の条例第六条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 3 改正後の条例第六条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がしてされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。
- 4 改正後の条例第十条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がして処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 5 改正後の条例第十条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がしてされている申請その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手續とみなす。
- 6 改正後の条例第十条第四項の規定による指定の日前に改正前の奈良県社会福祉総合センター条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第七条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県社会福祉総合センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第七条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。
- 7 改正後の条例第七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知

事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事に対してされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相規定により指定管理者に対してされた申請その他の手續とみなす。

(奈良県心身障害者福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この条例による改正前の奈良県心身障害者福祉センター条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第五条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県心身障害者福祉センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第五条第四項の規定により当該施設の指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第五条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第五条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事に対してされている申請その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手續とみなす。

(奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この条例による改正前の奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第四条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第四条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により有する。

3 改正後の条例第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により有する。

指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第四条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事に対してされている申請その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相規定により指定管理者に対してされた申請その他の手續とみなす。

(奈良県県民センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この条例による改正前の奈良県県民センター条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第六条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県県民センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第七条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事に対してされている申請その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手續とみなす。

(奈良県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この条例による改正前の奈良県立都市公園条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第十七条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県立都市公園条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第十七条第四項の規定により当該公園の指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第十七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第十七条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により

知事に対してされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

(奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この条例による改正前の奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第六条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（以下この条例による改正後の条例」という。）第六条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第六条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により知事がした処分その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第六条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がしてされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

4 改正後の条例第六条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により知事がしてされている申請その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

第十一条 この条例による改正前の権原公苑使用条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第十二条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の権原公苑使用条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第十二条の規定により当該施設の指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第十二条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

3 改正後の条例第五条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

第十二条 奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十一年三月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

（奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この条例の施行の際に地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの外部監査契約に基づく監査については、なお従前の条例による。

2 改正後の条例第十二条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

3 改正後の条例第十二条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

（奈良県営プール条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この条例による改正前の奈良県営プール条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第五条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県営プール条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第五条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

2 改正後の条例第五条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

3 改正後の条例第五条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の手續は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の手續とみなす。

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月一日

奈良県条例第三号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第二号中「、年齢六十五歳以上の者」を削る。

第二十六条の四第一項及び第二項中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

第五十八条の二第二項中「、第十二条（自動車の使用的本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「、第十二条」

を削り、「第二項」を「前項」に改める。

第五十八条の三第一項中「、第十二条」を削る。

附則第十条第八項中「施行令で定めるものの取得（）を「バス、トラックその他の施行規則で定めるものの取得（第二項、）に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削る。

附則第十二条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第

三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十四条第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、「及び次項」を削り、「、次項及び第六項」を「及び第五項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「第八項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第二項

を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

奈良県知事 柿 本 善 也

附則第十四条の二第一項中「及び次項」を削り、「第三項」を「次項」に、「同条第

八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の」を「前項の規定の」に、「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を

同条第二項とする。

附則第十五条第二項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条第八項の改正規定及び附則第四条の規定 平成十七年十月一日

二 第五十八条の二第二項及び第三項、第五十八条の三第一項並びに附則第十二条の二第二項の改正規定並びに附則第三条の規定 平成十八年四月一日
（県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の二第一項第二号並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の

県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第二十六条の二の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢